# 農薬取締法第二十五条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令 （平成十五年農林水産省・環境省令第四号）

農薬取締法（以下「法」という。）第二十五条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬は、次の各号に掲げるものとする。

###### 一

現に法第三条第一項又は法第三十四条第一項の登録を受けている農薬

###### 二

法第三条第一項又は法第三十四条第一項の登録を受けていた農薬であって、容器又は包装に法第十六条（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定による表示のあるもの（法第十八条第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）

# 附　則

この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百四十一号）の施行の日（平成十五年三月十日）から施行する。

# 附　則（平成三〇年一一月三〇日農林水産省・環境省令第三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。